

○特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 国民健康保険用語解説

番号	索引	用語	意味
1	D	DRタグ	無線LANによる通信を利用した管理タグ。タグがついたまま特定のエリアから出ようとするときアラームが鳴るようになっている。
2	V	VPN	VPNはバーチャル プライベート ネットワーク (Virtual Private Network) の略。 公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、これを利用することで安全性を高めている。
3	い	一部負担金 (負担金割合)	医療機関等で被保険者が負担する金額のこと。小学校入学前の未就学児は総医療費の2割負担。小学校入学後から69歳までは総医療費の3割負担。70歳～74歳は、所得に応じて総医療費の2割負担か3割負担になる。
4	い	インポートデータ ・エクスポート データ	データベースから見て、他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータと呼ぶ。
5	い	医療保険者等	医療保険制度を運営している医療保険者等。 区市町村および「全国健康保険協会」、「健康保険組合」、「国民健康保険組合」、「後期高齢者医療広域連合」を指す。
6	い	医療保険者等向け 中間サーバー等	医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境、運用支援環境（情報提供サーバー）から構成されるシステムの総称。
7	い	医療保険者等向け 中間サーバー	番号法の規定に基づき、医療保険者等において保持する特定個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム等を経由した情報連携、機関別符号及び情報提供等記録の管理等の役割を担うシステムを指す。
8	い	インターフェイス システム	インターフェイス：二つのものが接続・接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたもの
9	う	ウイルスパターン ファイル	コンピュータウイルスの駆除に必要なデータファイルのこと。
10	う	運用支援環境	資格履歴の管理等、業務支援の役割を担うシステムを指す。
11	か	過誤納金	過納金と誤納金の総称。過納金とは、確定された保険料額が納付または徴収されたのち、減額等がなされることによって、結果的に多く納め過ぎた保険料額。誤納金とは、納付の時点で債務がないにもかかわらず誤って納入・徴収された場合の保険料額。
12	か	還付・充当	還付は、過誤納金が発生した場合、納付者に返金すること。 充当は、納期が過ぎた未納の保険料がある場合に、過誤納金を還付せずにその保険料に充てること。

番号	索引	用語	意味
13	き	機関別符号	<p>情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号に代わって用いられる、情報保有機関ごとに振り出される数値や文字列のことを指す。情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際の個人の識別子となる。個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを介して取得する。</p> <p>なお、番号法施行令第20条において、「情報提供用個人識別符号」と定義されているものと同一である。</p>
16	け	結核精神受給者証	<p>結核医療給付金受給者証と国民健康保険受給者証（精神通院）のこと。</p> <p>結核医療給付金受給者証は、結核医療受給者の方で住民税が非課税（20歳未満の方は世帯主が非課税）の場合、外来の自己負担分を国民健康保険が負担することを証明するもの。</p> <p>国民健康保険受給者証（精神通院）は、障害者総合支援法の適用を受けている方で、世帯の国民健康保険被保険者全員の住民税が非課税の場合、外来の自己負担分を国民健康保険が負担することを証明するもの。</p>
17	げ	限度額適用認定証	<p>医療費の自己負担限度額に係る所得区分を証明するためのもの。医療機関等で保険証とともに提示することで、同じ人が同じ月に同じ医療機関等（入院・外来別）で支払う保険診療分の支払いを自己負担限度額までに抑えることができる。</p> <p>自己負担限度額：年齢や世帯の所得状況等に応じた所得区分によって定められている、同一月に負担する医療費の限度額。</p>
18	こ	高齢受給者証	<p>医療機関等で被保険者が負担する割合が記載されており、70歳～74歳の高齢者に交付される証のこと。</p>
19	こ	高額療養費	<p>限度額適用認定証を提示せずに医療機関等を受診したときなどで、自己負担限度額を超える医療費を支払った場合、超えた分を高額療養費として申請に基づき支給している（保険適用分のみで計算）。</p>
20	こ	公示送達	<p>相手方の住所・居所がわからない等文書を送達すべき場所が明らかでない場合、または送達に困難な事情がある場合に、所定の方法で掲示することにより法的に文書が送達したものとする手続きのこと。</p>
21	こ	国保情報集約システム	<p>都道府県単位で資格情報および高額療養費の多数回該当情報の管理を主に行うために国が開発したシステム。都道府県内すべての区市町村は、管轄の国保連合会に共同で管理運営を委託する。</p>
22	こ	国保総合システム	<p>国保連合会が管理運用しているシステムで、レセプトに係る審査・支払・管理等の一貫した処理を行うシステムの総称。国保総合システムでは個人番号を使用しない。</p>
23	こ	国保総合PC	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システムによる事務を行うために区市町村に設置しているパソコン端末。国保総合システムと国保情報集約システムの運用においては端末を共有して使用する。</p>
24	こ	国保連合会	<p>国民健康保険団体連合会のことで、国民健康保険法第83条に基づき、保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同で目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人。医療機関等からの保険者に対するレセプト請求の審査支払業務などを行っている。</p>

番号	索引	用語	意味
25	さ	催告書	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、督促状を発してもなお保険料を完納しない場合に、納付をさらに促すための文書。
26	さ	差額支給	やむを得ず高齢受給者証を医療機関等に提示できなかったときなどで、3割（または2割）の自己負担分を支払った場合、正しい自己負担額との差額（高齢差額）を申請に基づき支給している。
27	し	資格証明書	国民健康保険料を滞納している被保険者のうち一定の要件に該当した場合について、被保険者証に替えて交付される証明書。診療費用は全額自己負担となる。
28	し	支払済額確認書	1年間に納付された保険料総額（確定申告書等の社会保険料控除額）を確認するための書類。
29	し	出産育児一時金	被保険者が出産した場合（または妊娠85日以上での死産・流産の場合）に申請に基づき支給しているもの。
30	じ	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピュータネットワークのこと。住民基本台帳ネットワークシステムに記録されている項目は、個人番号のほか法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報の6つの情報に限られている。
31	じ	情報提供ネットワークシステム	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
32	せ	セキュリティパッチ	コンピュータで使用しているソフトウェアであるオペレーティングシステム(OS)やミドルウェアは、セキュリティ的に脆弱な部分が発見されることがある。ソフトウェアメーカーは、その都度、脆弱な部分を埋め合わせるソフトウェアを作り、これをセキュリティパッチと呼ぶ。
33	そ	葬祭費	被保険者が亡くなり葬儀を行った場合、葬儀を行った方（喪主）に申請に基づき支給しているもの。
38	た	滞納処分	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、保険料を納付期限内に完納しない場合に、保険料の徴収を強制的に実現する地方公共団体の自力執行の手続き。
36	た	滞納整理事務	納付すべき国民健康保険料が納付期限までに完納されない場合を滞納といい、これを納付させるために行う事務をいう。
34	た	滞納短期証（短期証）	国民健康保険料を滞納している被保険者に対して交付される有効期限の短い被保険者証。診療費用の一部負担金の割合は通常の被保険者証と同じ。
35	た	退職者医療制度	医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する給付費（被保険者の一部負担金以外の医療費）を、一般の被保険者とは別に、会社などの健康保険（健保組合・共済組合・協会けんぽ）からの交付金（拠出金）で賄う制度のこと。この制度は平成20年3月末で廃止となったが、経過措置により対象者の一部が残っている。

番号	索引	用語	意味
40	た	他庁照会書	転入により、課税権がない人の所得情報を課税権のある自治体に問い合わせるための照会書のこと。
37	た	タイムスタンプ	コンピュータでデータ連携を実行する際、いつ実行されたか時間を記録するが、この記録のことをタイムスタンプと呼ぶ。
39	だ	第三者行為	交通事故や傷害など自分以外の第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として相手方（第三者）が過失割合に応じて負担するべきものだが、国民健康保険に届け出ることによって一時的に保険証を使用して治療を受けることができる。この場合、後日、国民健康保険が負担した分を相手方に過失割合に応じて返還請求（求償）している。
41	ち	中間サーバープラットフォーム（中間サーバー）	情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うため、区の既存システムが持つ個人情報の副本等を保有する役割を担う中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
42	ち	調定	区の収入すべき債権を内部的に確定するための調査決定のこと。
43	で	データ連携用PC	国民健康保険システムと国保情報集約システムとのファイル連携処理を自動化するためのパソコン端末。データ連携用PCと国保情報集約システムとの通信は、通信経路限定およびファイアウォールによる通信プロトコル限定等を行い、セキュリティの確保された特定通信とし、通信は暗号化する。
44	と	督促状	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、納期を過ぎてもなお保険料を完納しない場合に、期限を指定して納付を促すための文書。
45	と	特定疾病療養受療証	「人工透析を実施している慢性腎不全」「血友病」「抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）」の方で、その診療に係る自己負担限度額が、1つの医療機関につき1か月1万円（または2万円）となることを証明するもの。
46	と	取りまとめ機関	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関の総称であり、「社会保険診療報酬支払基金（以下支払基金）」及び「国民健康保険中央会（以下国保中央会）」が共同で担う。
47	ね	年金特別徴収	公的年金（主に老齢基礎年金）から国民健康保険料を引き落とすこと。一定の条件あり。
48	の	納入済額証明書	年度ごとの保険料賦課額と保険料納付済額の証明書。
49	の	納入通知書	世帯主宛に送られ、決定された保険料や被保険者名、被保険者の資格期間、個々の概算額等が記載された通知書のこと。
50	ば	バッチ処理	コンピュータシステムの処理方式の一種で、コンピュータにおいて一定期間のデータ、あるいは一定量のデータをまとめて一括で行う処理のこと。

番号	索引	用語	意味
51	ひ	非自発的失業者	会社の倒産・解雇により離職した人のこと。
52	ひ	被保険者	練馬区国民健康保険加入者のこと。
53	ひ	被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号。
54	ふ	ファイアウォール	コンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどのこと。原義は「防火壁」であり、外部ネットワークからの攻撃に対する防御を、火事の炎を遮断して延焼を防ぐことになぞらえている。
55	ふ	負担金割合 (一部負担金)	医療機関等で被保険者が負担する金額の割合のこと。小学校入学前の未就学児は2割負担。小学校入学後から69歳までは3割負担。70歳～74歳は、所得に応じて2割負担か3割負担になる。
56	ふ	不当利得	国民健康保険の保険資格を喪失した後に、国民健康保険の保険証を提示して医療機関等を受診したことにより国民健康保険が支払った保険者負担分について、不当利得分として被保険者に返還請求を行っている。
57	ふ	不納欠損	滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させること。
58	ほ	保険者	国民健康保険を運営している区市町村および国民健康保険組合のこと。練馬区においては、東京都と練馬区が共同保険者となっている。
59	ほ	保険者負担分	被保険者が保険証を提示して医療機関等を受診すると、年齢や所得状況に応じて一部負担金（総医療費の1～3割）を支払うが、自己負担分を除いた費用（7～9割）のこと。医療機関等からのレセプト請求に基づき保険者が支払う。
60	み	ミドルウェア	ソフトウェアの種類の一つで、オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。OSが提供する機能よりも分野や用途が限定された、具体的・個別的な機能を提供するが多い。
61	り	療養費	緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に保険証を提示しなかったときや医師の指示により治療用装具（補装具）を作ったときなどで、医療費の全額を支払った場合、そのうちの保険者負担分を療養費として申請に基づき支給している。
62	れ	レセプト	診療報酬明細書のこと。医療機関等が保険者に対し、保険者負担分について請求するために作成する、保険適用分の医療費の明細書。